平成２６年（フ）第３７６号
川崎市幸区小倉４丁目16番15号　寿荘102
債務者　新里　　至
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４００号
川崎市川崎区日進町24番地15　ビバース日進町605
債務者　的場　重子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
東京都調布市国領町６丁目19番地２セントラルパレス調布103
債務者　石川　一子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４１１号
横浜市緑区竹山４丁目３番地３　竹山団地4322棟2211号
債務者　佐藤しのぶ
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５７９号
横浜市南区南太田４丁目22番11号　浅田ハイツ202
債務者　在原由起子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６４４号
横浜市南区平楽83番地２　シャトル花井Ｂ棟
債務者　小松由香里
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６６６号
横浜市青葉区寺家町548―２　特別養護老人ホームヴェルデの森、住民票上の住所横浜市緑区上山２丁目33番６号　川嶋ハイツ203号
債務者　日角　保夫
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６６７号
横浜市緑区上山１丁目14番13号　第二金森荘１Ｂ号
債務者　八木　和子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６７０号
横浜市金沢区平潟町16番６号　サミーズ金沢101
債務者　三浦　厚志
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
熊本県人吉市願成寺町945番地11
債務者　大柿　昭紀
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前９時30分
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８９号
茨城県つくば市梅園２丁目１番地の19
破産者　有限会社ホテルニュー鷹
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
静岡県島田市東町1419番地の２
破産者　株式会社徳治郎江戸兎
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４３号
静岡県島田市東町1419番地の２、商業登記簿上の本店所在地静岡県藤枝市藤枝２丁目４番38号
破産者　株式会社銀蔵
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５２４号
札幌市中央区南１条西４丁目20番地５タクトエスワンビル２Ｆ
破産者　医療法人社団審美会ライオンズ歯科
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１８５号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘３丁目８番地３
破産者　沖津解体工業有限会社
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２５９号
札幌市東区北11条東４丁目１番11―502号
破産者　株式会社ケイム
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６１号
札幌市西区八軒１条東２丁目２番35―408号
破産者　株式会社ユビキタス商事
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部